

食品の表示に関する共同会議報告書「消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して」(案) への意見・情報と回答(案)

1. 意見・情報の募集手続の概要

- (1) 募集期間：平成 21 年 7 月 11 日～平成 21 年 8 月 10 日
- (2) 告知方法：農林水産省ホームページ、電子政府の総合窓口 (e-Gov) ホームページ
- (3) 意見提出方法：インターネットによる提出、郵送、ファックス

2. 提出意見総数：58 通

(内訳)

個人 (農業)	3 通
農業団体	4 通
製造業	10 通
製造業団体	16 通
卸売・小売業団体	2 通
個人	15 通
生協	3 通
消費者団体	3 通
県	2 通

3. 意見・情報と回答(案)

詳細は別紙のとおり。

報告書（案）に寄せられた御意見等の概要と回答（案）

（別紙）

御意見等の概要	具体的な御意見等の抜粋	回答（案）
I はじめに		
ア 加工食品の原料原産地表示の義務化拡大を求める	加工食品の表示については、消費者の消費選択に資するように、原料原産地表示をすべきである。 消費者が加工食品を選択する際には、包装表示が大きな情報源となっており、原料原産地に関する情報もまた、開示を求められてきており、こうした時代の要請、流れに即した対応をすべきであると考えます。 包装表示の情報量の限界、表示コストなどが問題になっているようだが、だからといって、消費者に得体のしれない食品を提供してよいということにはならず、さらに言えば、それを言い訳に消費者に情報を開示しないことはあまりにも不適切な対応であると考えます。（個人（農業）） 多くの消費者が「できるだけ国産のものを食べたい」「遺伝子組み換えのものは食べたくない」と意思表示していることを踏まえ、消費者が判断・選択して納得して購入できることを推進するしくみにしていくべきと考えます。そのことが、消費者が国内生産を支え、先進国最低という食料自給率の向上にもつながるものと認識しています。 そのためには、現在20食品群・4品目以外の加工食品に対しても原料原産地表示を義務化するという大枠での方向性については賛成します。 また、これまで、商品の品質に関わる表示のしくみだったことに加え、「消費者の商品選択に資する」という視点が盛り込まれたことも歓迎します。（生活協同組合） 全加工食品の原料原産地表示義務化に向けて検討願います。（個人） 加工食品の原材料の原産地は、消費者が適切な商品選択を行う上で重要な情報であり、食品安全基本法の基本理念にあるとおり、「食品の安全性の確保に必要な措置が講じられること」つまり、必要な施策と総合的に策定、実施することは国の責務です。今回、加工食品の原材料に関する表示義務を一步進めることに関しては評価したいと思います。 しかし、一方では、今回の考え方は実現性にこだわって事業者の配慮に重きをおいた印象を受けます。食の安全は消費者のいのちに直結する問題であり、国の安全保障にかかわる問題でもあります。その意味では、消費者の安全を守ることを第一義とし、より踏み込んだ表示制度を導入する必要があると考えます。（個人） 原産地・加工地共に「全表示」をしていただきたい。 理由：グローバル化に伴い様々な国の食品が流通するようになりました。各国の作付け基準・方法や生産過程などお国柄でずいぶん日本とは異なっている情報が多々報道されており、原産国・地や加工地へ大変関心の高い昨今です。様々な検討をいただいているようですが、私はやはり基本は「全表示」ではないかと常々思ってお	JAS法の品質表示基準は、消費者が品質の差を識別して選択できるようにするものです。加工食品の原料原産地表示は、この品質表示基準の一項目として検討することが必要です。 一方で、原料原産地情報は、食品の履歴を知る一助になることから、消費者の食品に対する安心感を得ることができるという意見も多いです。 なお、原料原産地表示は、食品の安全性を示すものではありません。

	ります。表示によるコスト高が懸念されているようですが、「安心」を確保するためには消費者も相応の負担を追うべきと考えていますし、生産者に表示義務を課することは生産責任を果たす上で当然要求すべき点だと思います。度々変更するので記載ミスや混雑を避ける一のは生産者責任を緩めるということであり、はなはだ承諾しがたい事態と思います。そもそも記入ミスが起きるほど混乱する原料調達地変更自体、材料の安全確認が損なわれる原因にも成りかねず、そういった意味でも「安全な材料の確保」について根本から指導を強化していただきたいーと思っております。 (個人)
イ 加工食品の原料原産地表示の義務化拡大を求めない	原料原産地表示は任意の表示が好ましいと思います。それぞれの加工食品業界に任せることをお願いしたい。 報告書は時間をかけて取りまとめているだけに、表示ありきといった考えで、よくまとまっています。 しかし、原料原産地表示の義務表示は反対です。 理由としては、相変わらず産地の偽装表示が絶えません。だからといって、原料原産地表示を表示の方法論ではなく、義務表示化することによって、更に、違反者が増加するのではないのでしょうか。そのことは、報告書を見ても、どの表示方法が良いのか、未だ決定できないでいることから察します。 次に、義務表示化しなくても、既に、虚偽表示として原料原産地表示違反に対して罰則が厳しくなっているからです。 それでは、いかなる表示等方法がよろしいのかとなると、当業界は100%中小零細企業です。包装袋を作成するのにコストを考え、数年分を一挙に作成します。従って、自然によって作物のできふできに左右され、その都度、原料原産地表示を訂正する（大括り表示であっても）ことは経営に直接関係します。 むしろ、表示ありきではなく、この機会に情報公開の一環として、加工食品業界個々に原料原産地表示に関する情報提供のガイドライン等の作成について、取り組ませよう進めていただければと考えます。過剰的に進む表示は、零細企業が多い食品業界にとって、その多くの企業は、現状の義務表示について真面目に法令遵守していることを考慮していただき、これ以上の義務表示を科せることは、表示で廃業に追い込まれることも憂慮されます。 どうぞ、義務表示ではなく、とりまとめ報告書を参考に各業界が任意に表示できるよう特段のご配慮をお願いします。(製造業団体) 新たな表示方法3つ（可能性表示、大括り表示、輸入中間加工品の原材料表示）のどれも、消費者も事業者も満足できる方法ではないように思われます。 私達事業者としては、消費者に誤解を与えることなく正確な情報を与えるのが一番です。それを商品の小さな表示で行う事が可能であるのであれば、これ以上のことはありませんが、デメリットがある以上、誤解を招くようであれば、表示を義務つける必要は無いと思われま

す。
ホームページや2次元コードでの公開や問い合わせなど、消費者が必要とされる時に提示できる状態にしておくのが大切なのではないかと思います。(製造業)
JAS法では、品質に関する適正な表示を行なわせることにより、一般消費者の商品選択に資することが目的とされておりますが、国際的には、加工食品の原材料に関する原産地表示の一般的なルールはなく、我が国のように広範に義務付けている国は見当たらない。 また、輸入加工食品には表示の義務付けがなく、国内で生産された加工食品にのみ表示を義務付けることは、国際的に見ていびつなものになっており、逆に消費者には不利益なものとなります。国内で販売する全ての加工食品について義務付けるのであればやむを得ないと考える。 現在、農林水産省による「加工食品に係る原料原産地情報の積極的な提供について（通知）」（平成20年3月19日付）による事業者の自主的な取組として、お客様相談窓口、ホームページ等を通じた情報提供により対応しており、この取組を更に強化推進することで対応できるのではないかと。(製造業団体)
既に何度も議論されているように、一般的に加工食品は最終製品の品質安定化やリスク分散等のために、複数の原産地の原料を状況に応じて切り替え及び混合して使用することがあります。 従って、今後の原料原産地表示については加工食品に義務付けるのではなく、食品事業者が自主的、主体的に取組むべき課題であると考えます。(製造業)
義務化については、現行の20品目を拡大する必要はないと考えるし、品目を拡大する場合は従来の方で決めていけば良いと考えます。義務化以外の品目は、任意表示で構わないと考えます。(製造業団体)
原料原産地表示の義務対象品目は現在の20食品群＋個別品質表示基準で示された4品目だけで十分で拡大は、必要ないと考えます。仮に、拡大するにしても、要件Ⅰから、加工度の高いものは必要ないと考えます。(製造業団体)
原産地表示について一番の問題点は、より美味しい商品を作るために、その年や時期によって加工食品の原料を変えていることです。これにより、原料そのものの原産地に相違があるため、その都度包材にも記載していかなければなりません。この費用は誰が負担していただけるのでしょうか？無駄な包材類があふれ、環境問題に繋がります。原産地表示をすることでその国の差別的な論争と評価をも生む原因となります。それよりも安全な食品を生み出す仕組み作りに特化すべきです。原産地を表記してそれを見た国民の何に期待しているのですか？(個人)
加工食品における原料原産地表示については、以下の課題等があることから、一律に義務付けることは、慎重にご検討をいただきますようお願い致します。
① 原料原産地表示を広範に義務付けている国はなく（国際規格（Codex）で原料原産地

表示は表示すべき事項に入っていない。)、諸外国では原料原産地に関する情報を伝達する商慣行もないため、我が国食品製造事業者が取引相手先から原料原産地の情報を入手できない場合があること。また、日本向けの原材料のみに原料原産地情報を要求することとなる結果、原材料の調達が困難になる場合も想定されること。

② 加工食品は、最終製品の品質及び生産の安定、コストの低減、リスクの分散等を図るため、原料の調達先・配合等を複数化し、かつ、頻繁に変更していること等から、原産地の変更と包材等の変更とのタイミングを一致させるための管理や複数種類の版の包材等の維持管理を完全に行うことは、事業者、特に多数の中小零細な食品製造事業者にとって、難しい問題であること。また、表示ミスが起こる可能性が格段に高まるとともに、包材ロスが相当の量になり、環境への負荷が増大することが懸念されること。

③ 穀物等の国際需給の構造的変化が著しい状況の下で、加工食品における原料原産地表示を義務付けるとすれば、産地の固定化など、我が国食品製造事業者の原料調達が制限され、企業活動は大きな制約を受けることになり、食品の安定供給に支障を生じる恐れがあること。(製造業団体)

・加工食品への原料原産地表示義務は、ラベル作成・更新に多大な費用と時間と人手がかかります。又、ラベルの管理が煩雑になり間違えが発生しやすく、旧ラベルの廃棄も発生します。Codexでも原料原産地表示は義務化されておらず、輸入原料では原産地に関する情報入手が困難な場合が考えられます。

・原料調達事情により確定した原料原産地の情報を入手できない場合、又、原料原産地が随時変更及び追加される場合があります。この場合、原料原産地表示へ対応は困難です。

・原料は品質の安定及びコストの低減等のため、複数の原料を調達しています。原料調達事情及び製造計画等により、原料原産地の変更・追加等は随時あり、使用した原料の全ての原産地をラベル表示又はホームページ公開することは極めて困難です。

特に、使用した原料原産地に対応したラベルの作成・印刷には日時を要するため、事実上出来ない場合があります。ラベル改版が従来と比べて増加するため、表示ミスの可能性が増え、製品回収の可能性も増えます。又、旧ラベルの廃棄も多数発生し大きなコスト負担となります。(製造業)

加工食品は最終製品の品質及び、生産の安定、コストの低減、リスクの分散等を図るために原料の調達先・配合等を複数化し、かつ頻繁に変更している。このことから原料原産地の情報と包材の切り替えのタイミングを一致させることの管理や複数の包材の版を維持することは現実的には困難である。

加工食品の原料原産地を義務づけることは、産地の固定化につながり、生産リスクの分散ができず、企業活動は大きな制約を受け、安定供給に支障を生じる恐れがある。(製造業)

原料原産地表示は何のためのものか、この際明確に位置づける必要があるのではないか。

	日本の食糧自給率は４割であり、６割は輸入している現状から外国産に頼らざるを得ない状況の中で、原料原産地を国別に表示する意味はどこにあるのか。 安心・安全を目的とするのであれば、食品の表示の問題ではなく、ましてや原料原産地の問題でもないはずである。外国産の食品が安全かどうかはその国がどこであるかの表示の問題ではなく、あくまで食品そのものが安全かどうかの確認をすることが重要なのではないか。原料原産地と表示に拘泥しすぎてはいないか。そこには特定の国の食品を忌避したいという単なる情緒的反応が存在するのではないか。 本当に食品の安全を確保するのであれば、表示の義務付けにばかりとらわれることなく、安全性の確保に注力すべきではないのか。どこの国の原材料であれ、安全ならば良いのではないか。(卸売・小売業団体)	
Ⅱ 原料原産地情報の表示方法について		
１．表示方法の検討		
(２) 新たな表示方法の導入について		
① 可能性表示について		
ア 可能性表示を求める	加工食品の原料原産地表示は、可能性表示を採用し、消費者の知る権利を優先してください。(消費者団体)	容器包装への表示については、その内容と食品の中身が一致している必要があります。このため、可能性表示は、容器包装への表示方法としては適切ではないと考えております。 また、直罰規定が設けられている表示を義務づける以上、規模を問わず全ての事業者が遵守可能なものでなければ制度の信頼性が確保できないことから、実行可能性を担保しなければならないと考えております。
イ 可能性表示を求めない	可能性表示としても新たな原産地が発生した場合の切り替えも大括り表示ほどではないが、発生する可能性がある。また、10数カ国を記載するスペースもないように思える(ラベラーの能力によっては文字数に限界がある)。(個人) 「切り替え産地を列挙する可能性表示については、「表示」方法としては導入することは不適切と考えられる。」の検討結果に賛同いたします。 一つ付け加えますと、消費者の優良誤認を招く可能性も心配いたします。例えば平成20年3月19日付けで発出されています推奨通知の(問4)には、「国産原料を使用した場合は、「又は」表示はできません。」と、優良誤認する可能性のある不適切な表示に関してわかりやすく解説されています。 この度の報告書案においても、当然ながら国産を含むか否かに関わらず、切り替え産地を列挙する表示方法には優良誤認する可能性が潜むと思慮される所であり、この旨に言及した解説も併記頂くと、不適切とされる検討結果の平仄が一層合うものと思慮いたします。(製造業) 可能性表示を表示方法として導入することには反対です。(理由) パッケージの表示はその製品と１体１の関係にあり、中身を正確に表す必要があります。可能性表示は、入っていないものを表示する可能性があり、表示としては不適切と考えます。 また、消費者にとってわかりにくい表示であり、表示の偽装で悪用されかねない表示方法	

	であると考えます。(消費者団体) 果実飲料において本表示方法を採用した場合、表示スペースが際限なく広がり、また、消費者にとって実際に使用している原料原産地が何処なのかがかえって分かりにくくなると考えます。(製造業団体) 可能性表示が可能になっても、原材料が多く、その原料原産地の可能性表示をするスペースがないので、表示が困難な加工品が多いと考えます。また、仮に表示しても見難くなり、消費者の利益にならない恐れもあると考えます。(製造業団体) メーカーからすれば実行可能性のあるものとなるが、表示内容と商品内容が異なることは、購入した商品がどの国の原材料が使用されているかを知りたい消費者の要望に応えきれない。(製造業)	
② 大括り表示について		
ア 大括り表示を求める	消費者が原料原産地表示を求めているのであれば、それに対応すべく取り組むべきであり、最低でも原料原産地が「国産」「外国産」などの大括りでの表示は不可欠である。(個人(農業))	消費者から表示の要望があり、要件Ⅰ及び要件Ⅱのいずれも満たしているものの、原料原産地の頻繁な切り替えのため国名表示が実行可能性のない品目に対しては、大括り表示による対応が可能であると考えております。
	頻繁に原料切り替えがある場合への表示(大括り表示)については、食品メーカーとしては現実な対応策と考えます。(製造業団体)	
	加工食品では同じ原材料であっても、産地の状況によっては頻繁に産地を変更することが当然ある。そうした場合、表示と異なる産地のものを使った場合、表示と実際が異なることになり、景品表示法上不当表示とされるおそれがある。実際、通信販売業界において、食品メーカー等が、表示していた原材料と異なる素材を使っていたため、通信販売会社に対して排除命令が出されたことがある。したがって、原料原産地については、大括り表示で十分であり、それ以上の詳細について表示させることはミスを誘発し不当表示となるケースを増加させることに繋がる。 消費者が詳しい原料原産地情報を知りたいときはウェブサイト、電話を利用するなどしてメーカー等、小売事業者を確認できる方法を用意すれば足りるのではないか。(卸売・小売業団体)	
	大括り表示が適切との評価は、今後、消費者の要望に応え原料原産地表示を拡大していく上での一歩前進であり妥当である。この場合の表記は、「国産」「外国産」とすることが適当である。(農業団体)	
	現状の20食品群と4品目以外のものについても表示されることは評価できる。 しかし、原材料の50%などの条件をつけることは管理が困難で、チェックも難しい。 また、限られたスペースで表示できないのであれば、HP等での情報開示など別の手法を検討すべきと考える。(農業団体)	
	・原材料の原産国やその割合が頻繁に変わる商品の原料原産地表示については、『国産』・『外国産』又は『輸入』といった「大括り表示」が妥当と考える。	

ただし、その場合でも「購入した商品にはどの国でつくられた原材料がつかわれているかまで知りたい」という消費者の要望に応えるためにも、どの国の原材料がどれくらいの割合で使われているのかは製造段階では判っているので、原材料情報を可能な限りをホームページ等で公開していく必要がある。このため、原材料情報を提供するホームページのアドレスを包装に表示する等、企業の努力を後押しする施策を検討する必要がある。(農業団体) 大括り表示が適切との評価は、妥当と思われる。(農業団体)	
大括り表示を表示方法として導入することには条件付き賛成です。 (理由) 消費者にとってわかりやすい表示であり、ある程度の産地情報が得られる表示方法であると考えます。大括り表示として、外国産・輸入だけではなく、世界の地域の名称(ヨーロッパ産、アジア産、アフリカ産等)も認めていただければと思います。しかし、消費者にとって十分とはいえない情報であるため、消費者が国名を知りたいと思ったときに、事業者は消費者にその国名を提供できる体制を整える必要があると考えます。 また、原産地に日本と外国産が含まれている場合、(日本と外国産)と全世界となってしまう、消費者にとって全く無意味な表示になってしまいます。このため、外国産の表示は外国産のみを表示している場合限られると思います。(消費者団体)	国産原料と外国産原料をいずれも使用している場合は、「〇〇(国産、外国産)」等といった表示になることについて、報告書(案)に追記しました。この場合、事業者がウェブサイト等を通じて情報提供を行うことにより、補完することが可能と考えております。
「大括り表示を、導入することは適切であると考えられる。」の検討結果にも賛同いたします。国名の表示が望ましいですが、国産か外国産であるのかを知りたい消費者にとっては、有益な記載方法であると考えます。 ただし、国産と外国産との併用の場合における表示方法については、例えば「ごま(輸入、国産)」とする表示方法を思案いたしますが、この方法が一般消費者の選択に資する表示であるかどうか、判断いたしかねております。本件、様々なケースについて更なる検討が必要かと思慮いたします。(製造業)	
果実飲料に、あえて原料原産地表示の義務化を求める場合にあっては、本表示方法によらざるをえないものと考えます。 ただし、この場合であっても国産果汁100%あるいは輸入果汁100%使用の確実な製品を除き、国産果汁使用の用途確保を図るためにも「〇〇(外国産又は国産)」というような、加工性表示の意味合いを含めたフレキシブルな対応ができる表示としていただきたい。(製造業団体)	
「加工食品の原料原産地表示の方法性に係る報告書案」で結論付けられている「国産」「外国産」という大括り表示と併せて、平成20年7月に農林水産省が示した「原料原産地表示ガイドブック」の任意表示の方法による「りんご(青森県産)」などの生産地域の表示が一括表示の中などでも可能となるよう、その手法についての指導と周知徹底を要望する。(県)	農林水産省の推奨通知(平成20年3月)に添付されたQ&A及び「原料原産地表示ガイドブック(果実飲料関係)」(平成20年7月、農林水産省生産局)のとおり、任意で原料原産地表示を行う場合、「りんご(×

		×県産)」と一括表示欄に記載することは可能です。
イ 大括り表示を求めない	当業界は100%中小零細企業です。包装袋を作成するのにもコストを考え、数年分を一挙に作成します。従って、自然によって作物のできふできに左右され、その都度、原料原産地表示を訂正する（大括り表示であっても）ことは経営に直接関係します。（製造業団体） 原料原産地は非常に多岐に渡るため、国別表示は不可能。また、製品によっては原料入手も国内外を問わず行っているため大括り表示でも製造毎の変更が頻繁に起こりやすく、かえって誤表示になりかねない。（個人） 加工食品における原料原産地表示については、以下の課題等があることから、一律に義務付けることは、慎重にご検討をいただきますようお願い致します。 ④ 表示「報告書案」の「Ⅱ 2. まとめ」において「大括り表示は頻繁に原材料の産地の切り替えが行われる加工食品にも対応でき、輸入中間加工品の原産国表示は、原料原産地情報が不明な場合でも対応できることから、～（中略）～、今後加工食品の原料原産地表示対象品目を拡大する場合の表示方法として、これらを導入することは適切と考えられる。」とされていますが、「大括り表示」、「輸入中間加工品の原産国表示」については、以下の課題があること。 ア）加工食品においては、一つの原材料について「国産」原料と「外国産（輸入）」原料との頻繁な切り替え、併用等が、通常行われている。その場合、表示は「輸入又は国産」もしくは「国産又は輸入」となり、現状では、「国産」の文字がはいることで、優良誤認となる恐れがあり、表示できないという問題があるため、「大括り表示」の実行可能性が担保できないこと。 イ）現在、原料原産地表示が義務付けられている20食品群等については、重量順の原料原産地（国名等）の表記である一方、20食品群等以外の加工食品については、「大括り表示」が導入されれば「国産」、「外国産（輸入）」の表記となり、20食品群等とそれ以外とで表示が多様化、複雑化し、消費者等の混乱を招く恐れがあること。 ウ）「外国産（輸入）」との表示では、消費者から「中国隠し」と受け取られ、かえって混乱を招く恐れがあること。 エ）「輸入中間加工品の原産国表示」についても、加工地を示した表示であり、中間加工品の原料原産地ではないため、消費者の混乱を招く恐れがあること。（製造業団体） 容器包装への表示にはそもそも限られたスペースという物理的制約（個包装化、詰合せ商品の増加もある。）がある一方、消費者に対しては大きな文字で、分かり易い形で情報が正確に伝えられることが基本的に担保されなければならない。 報告書案では「大括り表示の導入が適切」との結論を出されているようであるが、大括り表示については、1・短期間内での国産、外国産の切り替え、併用等への対応の困難性が依	報告書（案）では、表示義務対象品目の追加に当たっては、消費者等からの提案があった品目に対し、原料原産地の差が製品の品質に影響するか、生産・加工の実態等を踏まえた上で表示の実行可能性があるか等について、消費者団体、事業者、学識経験者等が公開の場で検討するとともに、地方においても公開ヒアリングを実施したり、パブリックコメントを活用すること等により、幅広い関係者の意見を聴取して検討するという、これまで実施してきた透明性の高い検討プロセスの維持が必要であるとしています。 具体的な品目に係る大括り表示の導入の検討に当たっては、御指摘のように、当該品目において国産原料と外国産原料を切り替えて使用することが一般的となっているか否かも考慮するべきと考えます。 御指摘を踏まえ、大括り表示の適用に当たっては、表示の意義、必要性も含め、十分な検討が必要であることを報告書（案）に追記しました。

然として残ること。「国産又は外国産」といった表示方法もあるが、国産への優良誤認の恐れはないのか。2・「外国産（輸入）」表示のみでは、消費者のニーズに応えられず意味がないばかりでなく、かえって不信を招くのではないか。3・現行の20品目群等との整合性をどうとるのか、などの問題があると考えられる。（製造業団体）

今回の「報告書（案）」では、加工食品の原料原産地表示における問題の解消に繋がりうる表示方法として、「大括り表示」が適切であるとの方向性が示されております。「外国産」や「輸入」といった表示が可能になれば、原産国名の変更や複数原産国の使用重量順変更の度に原料原産地表示を変更する必要がなくなり、外国産原料のみを使用している場合は確かに有効であると思われます。しかし、国産原料と外国産原料を併用している場合においては、原料事情等により国産と外国産の使用重量順が入れ替わることが考えられ、国名を表示する方法と同様の問題が生じることになり、結果的には現実的な対策にはならないと考えます。また、国産を含めた可能性表示は優良誤認に当たるという見解が公正取引委員会から出されており、原料原産地表示ができない加工食品が少なくないことをデメリットとして認識していただく必要があると考えます。（製造業団体）

『大括り表示』は以下のような矛盾、不合理性があり、必ずしもお客様の知りたい原産地情報になっていないと同時に、商品選択に資するとは言えません。

例えば大括り表示を当社商品で検証した結果、

原材料名表示 ○○（国産、外国産）、・・・

あるいは原材料名表示 ○○（外国産、国産）、・・・

という表示になるものが多く発生します。

仮に表示を実施する場合、同じ商品に複数の表示が存在することとなり、結果的にお客様にとって同じ商品であるかどうか不明瞭になる場合があると考えられます。たとえば、当社濃縮還元トマトジュースの場合、現在の設計上、

トマト（外国産、国産）、

トマト（国産、外国産）

の2つのパターンが発生します。

事業者としては、大括り表示であっても、同じ商品に複数の包材を準備することや、産地変更に伴う包材切替えの管理、産地表示違反の直罰化に伴い、仮に誤って表示してしまった際の処置コストなど、別の形でも必要な情報が提供出来ると考えられるものに余分なコストをかけることになります。（製造業）

報告書（案）においては、「国産」、「外国産」と大括り表示が検討されておりますが、私ども業界で使用する原材料に関しては、「国産」と「外国産」の変更、併用等が行われており、仮に併用の場合「原材料名○○○（外国産、国産）又は（国産、外国産）」という表記となり、優良誤認となる恐れがある。

また、（外国産）表示では、消費者から「中国隠し」と受け取られ、かえって混乱を招く

恐れがある。 仮に、報告書(案)の考えに基づき実施する場合は、同一商品でも複数の包材を準備することや、産地変更に伴う包材切替等管理コストの増につながることであり、ひいては消費者の負担増につながることであり、(製造業団体)
「国産」・「外国産」又は「輸入」という大括り表示は、消費者が本当に知りたい事と一致してないと考えられる。また、大括り表示でも国産と外国産の量的変更により、表示変更が起こりうることから、原料原産地表示の実効性は乏しい。(製造業団体)
今回の「報告書(案)」では、加工食品の原料原産地表示における問題の解消につながる表示方法として、「大括り表示」が適切であるとの方向性が示されております。「外国産」や「輸入」といった表示が可能になれば、原産国名の変更や複数原産国の使用重量順変更の度に原料原産地表示を変更する必要がなくなり、外国産原料のみを使用している場合には確かに有効であると思われます。しかし、国産原料と外国産原料を併用している場合においては、原料事情等により国産と外国産の使用重量順が入れ替わることが考えられ、国名を表示する方法と同様の問題が生じることになり、結果的には現実的な対策にはならないと考えます。また、国産を含めた可能性表示は優良誤認に当たるという見解が公正取引委員会から出されており、原料原産地表示ができない加工食品が少なくないことをデメリットとして認識していただく必要があると考えます。(製造業)
大括り表示は、輸入原料と国産原料を切り替えて使用したり混合使用した場合に「国産又は輸入」という表示となり、優良誤認の恐れがある可能性表示をしないと対応できません。 従って、大括り表示は表示方法としては適切でないと考えます。(製造業)
・輸入と国産を併用する場合どうするか、報告書では表示例が示されていません。 ・「輸入」原料と「国産」原料の切替又は併用がある場合、「輸入又は国産」又は「輸入及び国産」などの可能性表示でないと対応できないことがあります。 ・消費者は、国名まで知りたがるのではないかと、特に中国隠しとの疑いを持つため、問合せが増え、事業者側の負担が増えることが考えられます。(製造業)
外国産原料を使用している商品であれば実行可能性は高くなる。しかし、ソーセージのように複数の原材料を使用し、季節により国産も混ざる場合があるので、外国産と表示することは適切な表現とならない。 また大部分の問合せ内容で中国産か否か特定の国が使用されているかどうかを確認したい消費者にとって中国隠しと受け取られ混乱を招く。(製造業)
要件Ⅰの選定基準では、原料の品質の差異が加工食品としての品質に大きく反映されるものとしており、原料原産地表示の拡大は加工度の低い食品が対象であると理解しています。 大括り表示は、加工食品の原料原産地表示対象品目を拡大する場合の表示方法として導入が適切とされていますが、起源農畜水産物原料の原産国ではないため、消費者の求める原産国の表示ではないと考えられます。(製造業)

大括り表示については、優良誤認の恐れや中国等隠しと受け取られ、かえって混乱を招く恐れや各社に産地の問い合わせ増が懸念される。(製造業団体)	
「国産」か「外国産」の大きくり表示が提案されていますが、不十分と考えます。 東京都では消費生活条例改正により、JAS法を補強する形で、調理冷凍食品の原料原産地表示の義務化を開始しました。その表示方法に準じる形で、以下を採用すべきと考えます。 ・大きくりでなく、原産地を表示 ・複数の国が原産地の場合、3カ国目以降は「〇〇、その他」の表記でも可 ・煩雑な原産国の変更や包材における表示面積の限界などの場合は、ロット番号の記載とともに電話問い合わせやインターネットでの情報開示で補完 上記の方法であれば、共同会議での懸案事項である製造業者の対応可能性についても一定の猶予期間があればクリアできると考えます。(生活協同組合、消費者団体)	御指摘を踏まえ、大括り表示の適用に当たっては、表示の意義、必要性も含め、十分な検討が必要であることを報告書(案)に追記しました。 原料の産地の頻繁な切り替えにより原料原産地の表示が困難な品目については、大括り表示に合わせ、事業者がより詳細な情報をウェブサイト等を通じて積極的に提供することも必要と考えております。
この度の加工食品の原料原産地表示の拡大は、多くの消費者が食品を選ぶ時の情報源として大変有効になり、国内自給率の向上へと意識が高まるものとして評価します。 しかし、「国産」か「外国産」の大括り表示が最終的に提案されていることについては、不十分と感じます。2008年に餃子事件を経験した時、国産か外国産だけでなく、原産国まで追跡できることを望みました。その後、国産品が見直され、国内自給率の向上に消費者が大きく関心を持ったことも事実です。今回の加工食品の原料原産地表示については、原産国の表示をすることを望みます。それによって、消費者が加工食品の成り立ちに気づき、国内自給率について考える素材になることは間違いないと考えます。また、国内の多くの製造業者の国内での原料調達への誘因となり、国内産業の発展へとつながると考えます。現在、東京都で実施されている調理冷凍食品の原料原産地表示を採用されることを強く希望します。(生活協同組合)	
そもそも、原料原産地が頻繁に変わる加工品の場合に安全性のトレースができていないのかという不安があり、消費者としては、「輸入」という大括りの表示では納得できるものではありません。特に、国内産を選ぶことができる場合は良いのですが、輸入でしか手に入らないものは、消費者が選択をするための情報とはなり得ません。表示の具体例としては、①頻繁に入れ替わりがない場合は、国名表示を基本とする(例えば上位3つまで)、②頻繁に入れかわる場合は大括り表示をすることも可能とする、など検討をお願いしたいと思います。(個人)	
大きくりの表示では消費者として安心して購入できません。(個人)	
原産国名を明らかにしない大括り表示には反対です。(消費者団体)	
加工食品の原料原産地表示の拡大がなされることは消費者として大いに歓迎します。しかし、現案ではまだ不足と考えます。昨今頻繁におきている食品事故、偽装事件から非常に不安を抱えています。私たち消費者は購入の際に何処の国々のものなのかを知り、その上で選択する権利があります。そして、国内自給力を少しでも高めるためにも出来る限り国産を選	

	択し食べていきたいと考えます。ぜひとも、大きくくりでなく、原産地を表示してください。そして、表示義務対象品目はすべての加工食品を対象としてください。製造メーカーの限界という現状を考慮しすぎては消費者の判断・選択する権利の向上にはつながりません。私たちが安心して食べ健康に生活できるような仕組みにしてください。(個人) このたびの原料原産地表示の拡大は、消費者が食べるものについての情報を正しく得て、購入のときの判断材料にできるようになる、ということで大変評価しております。 しかし、大括り表示でよい、という結論を導いた考え方に納得がいきません。 そもそも、消費者が消費行動を行う際の判断に資するための表示の拡大ではないのでしょうか？それなのに「現状が全部表示するのは困難だから」という理由で多く大括り表示になるというのは考え方に矛盾があるのではないかと思います。 多くの消費者はたった一つの商品の原料の原産地がそれほど多岐にわたっているということ自体を知らないのではないのでしょうか？そのこと自体を知る権利があります。それを知った結果、購入するかしないかを決めるのは私たち消費者です。 大括り表示でよい、とするこのたびの結論はあまりに現状容認・現状対応型であって製造メーカーの現時点での力量にのみ配慮したものに思えてしまいます。しかしながら、消費者が正しく商品のことを理解することは、将来的には製造メーカーにとっても利益になることだと考えます。 原料原産地表示拡大の本来の趣旨に立ち返り、再度検討されることを強く望みます。(生活協同組合、個人) 一定含有割合を超え、原料の品質が加工品全体の品質を左右するものについては、「外国産」のみの表示ではなく、具体的に国名や地域名(原産地名)を表示すべき。その他の使用量が少ない原料についてもできる限り原産地を表示するように働きかけるべき。 もしくは、使用量が少ない原料については、QRコード等の活用によって携帯電話で手軽に情報を入手できるようにするなど、消費者がより多くの判断材料を得られるようにしてほしい。(個人)	
③ 輸入中間加工品の原産国表示について ア 輸入中間加工品の原産国表示を求める	「輸入中間加工品の原産国表示を、導入することは適切と考えられる。」の検討結果については、異論はないのですが、導入するにあたっては、より様々なケースを想定され、Q&Aによる解説を充実されたうえで導入を決定していただきたい。具体的には、まず先に大括り表示を導入・運用され、様々な意見・情報等を確認されたうえで、輸入中間加工品の原産国表示についての更なる検討を行うべきであると考えます。 理由として、輸入中間加工品が国内外の複数の工場で段階的に加工された場合の表示方法等について、製造者が苦慮すること及び、表示内容が消費者にわかりにくいものになる危険性が考えられます。(製造業) 原料原産地情報が確認できない場合の輸入中間加工品に対する表示(加工国表示)につい	輸入中間加工品の原産国表示を導入する場合は、事業者・消費者双方に対して、具体的な表示方法など制度の周知を十分に図るとともに、事業者には制度対応の準備のために必要な移行期間を設けることが必要と考えております。 なお、輸入中間加工品の原産国表示は、国際的な商慣習等により、輸

イ 輸入中間加工品の原産国表示を求めない	ては、食品メーカーとしては現実な対応策と考えます。(製造業団体)	入中間加工品の原料原産地情報の入手が困難な場合が多いことから、一定の大まかな情報を表示する方法として提案したものです。原料原産地情報が判明している場合は、消費者に対し積極的な情報提供を行うことが好ましいと考えております。
	中間加工品の加工地表示が適切との評価は、妥当と思われる。(農業団体)	
	中間加工品の加工地表示は原産地表示と混同してしまう可能性が高いため、〇〇加工(原産地は異なる、原産地は(一部)不明)等の注釈を表示すべき。(個人)	
	輸入中間加工品の原産国表示は、加工国国名表示を、原料原産地が不明であれば原料原産地不明と表示させてください。 正直にありのままに表示することによって、消費者は事業者等の食品加工に取り組む姿勢をありのままに知ることができ、食品選択に際し、大きな目安となります。(消費者団体)	
	輸入中間加工品の原産国表示を表示方法として導入することには反対です。 (理由) 輸入中間加工品の原産国表示は本来の原料原産地表示ではありません。新たな表示方法は、本来の原料原産地表示に絞って論議すべきであり、加工地表示は対象から外すべきであると考えます。(消費者団体)	輸入中間加工品の原産国表示は、御指摘のとおり、輸入中間加工品の原料原産地表示そのものを表示するものではありませんが、国際的な商慣習等により、輸入中間加工品の原料原産地情報の入手が困難な場合が多いことから、一定の大まかな情報を表示する方法としてご提案したものです。 輸入中間加工品の原産国表示の義務付け対象品目について検討する際に、当該品目の生産・加工の実態等を調査した上で判断していくことが必要だと考えております。輸入中間加工品の原産国の切り替え又は併用が一般的に行われているか否かも検討の対象になると考えております。 なお、加工国が複数ある場合、実質的な変更が行われた国が、当該輸入中間加工品の原産国になります。
	輸入中間加工品の原産国表示は、消費者が本当に知りたい事と一致してないと考えられる。(製造業団体)	
	輸入中間加工品の原産国表示は、加工国が原産地の原料を使用したと消費者が誤って認識する恐れがあることから、表示方法としては不適切と考えます。 また、消費者が正しく認識した場合でも、中間加工品の原産国は消費者が望んでいる情報ではないと推測されます。(製造業)	
	輸入中間加工品の原産国表示は、例えば「りんご果汁(ドイツ加工)」と記載しても、消費者は中間加工品の原料(りんご)の原産地がドイツであると認識する恐れがあることから、表示方法としては適切でないと考えます。 また、消費者が正しく「りんご果汁がドイツで加工されたもの」と認識した場合でも、消費者が望んでいる情報は「りんご果汁の原料のりんごの原産地はどこか」とであると推測されます。 従って、輸入中間加工品の原産国表示は、表示方法としては適切でないと考えます。(製造業)	
	要件Ⅰの選定基準では、原料の品質の差異が加工食品としての品質に大きく反映されるものとしており、原料原産地表示の拡大は加工度の低い食品が対象であると理解しています。 輸入中間加工品の表示は、加工食品の原料原産地表示対象品目を拡大する場合の表示方法として導入が適切とされていますが、起源農畜水産物原料の原産国ではないため、消費者の求める原産国の表示ではないと考えられます。(製造業)	
ウ その他	どの時点を「中間加工」と称するのかについての定義を明確にする必要があります。すなわち、果実飲料については、それぞれの果実の搾汁時なのか、あるいは原料用果汁としての輸入前のブレンドされたときなのか等についてです。	輸入中間加工品の原産国表示の義務付け対象品目は、コーデックス委員会による規格(※)においても、

	また、一つでも原材料の中間加工地を変更せざるを得ないことになれば、原料原産地表示の場合と同様、表示の変更に伴う容器の調達及び廃棄のためのコスト増が発生し、ひいては環境負荷を伴うこととなります。(製造業団体) ・加工国が複数の場合、報告書では表示例が示されていません。 ・加工品の定義が明確でなく、「加工」などの表示は混らんを招く可能性があります。例えば、果実から果汁に加工した国とその果汁をブレンドした国が異なる場合、どちらの国名を記載するか等の混乱をします。 ・「加工国」の切替又は併用があるため、大括り表示と同じように加工国名は表示せず、「国外加工」等の表示でないと対応できないことがあります。 ・「国外加工」原料と「国内加工」原料の切替又は併用がある場合、「国外加工又は国内加工」又は「国外加工及び国内加工」などの可能性表示でないと対応できないことがあります。(製造業)	「ある食品が当該性質を変化させる加工を別の国で受ける場合、表示上は当該加工が施された国を原産国として表示しなければならない。」とされていることから、輸入中間加工品の原料原産地を求めることができないことを踏まえ、提案しています。 (※) コーデックス委員会は、消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として設置された国際的な政府間機関であり、国際食品規格の作成等を行っています。
④ その他		
ア 表示方法の提案	ハム・ソーセージは加工度が高いため除外されていますが、加工度が高いからこそ消費者にはわかりにくいので、原産地を明らかにする必要があります。ただすべての情報を記載することは無理ですので、下記の最小限情報に限定すべきです。 消費者が知りたいのは、原料肉の産地が「日本か日本でないか」の一点です。原産国がアメリカでも中国でも、何かの時には日本の主権が及ばないということを消費者は学習しました。ただ外国がデンマークなのかポーランドなのか、また、国産の場合、栃木なのか茨城なのかはあまり意味がないため、国名や都道府県表示の義務化は必要ありません。任意で表示すれば済む話です。 そこで、(1) 一括表示には原料肉の後に「国内産」「外国産」「内外産(片方、両方、不明の場合も含む)」の3文字の3通りを義務表示とすること、(2) 外国名や都道府県名などはHPへの記載を任意表示とすること、これが消費者の最小限の要求に応える原料原産地表示方法です。(個人)	大括り表示による対応として検討します。
イ 輸入中間加工品の原産国表示に関する疑問	・輸入中間加工品の原産国表示に係る疑問点 (1) 異なる原産国の輸入中間加工品を頻繁に切り替えて使用する場合、「りんご果汁(外国加工)」等の表示は認められるのでしょうか？ (2) 原料原産地が不明である場合にのみ「りんご果汁(ドイツ加工)」の表示が認められるのでしょうか？ 不明(正確な情報が入手できない場合)の定義とはどのようなものなのでしょうか？ 中国産りんごの使用(非限定又は限定)がわかっても認められる表示でしょうか？ (3) 輸入中間加工品の定義とはどのようなものなのでしょうか？国内の複数の工場で段階的に加工された場合、輸入中間加工品が使用されていることを、すべての流通段階で判断	輸入中間加工品の原産国表示は、原料の原産地を明らかにすることができない輸入中間加工品への対応方法として検討したものです。この検討に当たり、輸入中間加工品の原産国に大括り表示は前提としていませ

	できるのでしょうか？ (4) 「ドイツはりんごの産地ではなく、果汁の加工地であることがわかる工夫が必要。」の工夫された表示とは具体的にはどのようなものなのでしょうか？ (5) 「輸入中間加工品の原産国」とは、加工食品に関する共通Q&A（第1集）（問2）の答えに示されている考え方に基づき記載すればよろしいのでしょうか？（製造業）	
ウ 大括り表示等を導入した場合の運用に関する要望	今後、加工食品の原料原産地表示が拡大された場合、メーカー等が新たな表示を行うための新たなコスト負担が発生することから、商品の価格に転嫁される可能性があります。 したがって、加工食品の原料原産地表示が拡大された場合には、行政から生活者に対して新たな制度についてきちんと説明をしていただくとともに、メーカー、流通業者に新たなコスト負担増になるため、結果として、商品にそのコスト増を転嫁する必要から、価格引き上げの可能性もあることについてきちんと説明をしていただきたい。（卸売・小売業団体）	輸入中間加工品の原産国表示を導入する場合は、事業者・消費者双方に対して、具体的な表示方法など制度の周知を十分に図るとともに、事業者が制度対応の準備のために必要な移行期間を設けることが必要と考えております。
	王冠部分にしか表示できない印刷リターナブル瓶については、もし原料原産地表示が義務化された場合にあっては、対象外とする特例措置を設けていただきたい。（製造業団体）	リターナブル瓶を使用する加工食品について原料原産地表示が義務づけられる場合は、併せて具体的な表示方法について検討する必要があると考えております。
	対象品目を拡大するために、大括り表示、可能性表示などを取り入れた場合、表示方法がいろいろあるために消費者にとって分かりにくくなる可能性があると思います。そのわかりにくさの隙間を一部の生産者が、都合よく利用しないよう、検討していただけたらと思います。（個人）	大括り表示等が導入される場合には、事業者・消費者に具体的な表示方法など、制度について十分に説明し、理解を得ることが必要と考えております。
エ 加工食品の品質及び安全性の維持に係る御意見	加工食品の品質及び安全性は、メーカーのたゆまない向上・改善努力を踏まえた原材料管理を含む品質管理と技術によって維持されており、直接、原料の原産地によって維持されているものではないこと。（製造業団体）	御指摘のとおり、原料原産地情報は食品の安全性を示すものではありません。
Ⅲ 原料原産地表示の義務対象品目を選定する際の基本的な考え方について		
1. 義務対象品目選定の際の考え方に係るこれまでの検討の経緯		
2. 義務対象品目選定の際の基本的な考え方の検証		
ア 要件Ⅰ及び要件Ⅱを基本的に維持すべき	要件Ⅰ及びⅡが、義務表示対象品目を選定する第一の原則と思われますが、これまで長時間費やした結論であるだけに、原則論は厳守すべきと考えます。これがふらつくと、原料原産地表示は食の安全に係る表示と誤解されたり、無益な貿易障壁となる可能性が危惧されます。（製造業団体）	
	要件Ⅰ、要件Ⅱは今後も堅持すべきと考えます。（理由）	

イ 要件Ⅰ及び要件Ⅱを維持すべきではない	要件Ⅰ、要件Ⅱは平成15年から堅持してきた考えであり、今、特に外部要因等状況が変化していないので、これを変える理由は見あたらないと考えます。(消費者団体)	
	原料原産地表示の義務対象品目を選定する際の基本的な考え方(要件Ⅰ、要件Ⅱ)は、これまで品目選定に当たって検討する際の指針であり、混乱を避けるため、今後も変更しないでいただきたい。(製造業団体)	
	原料原産地表示の義務対象品目を選定する際の基本的な考え方現時点で見直す必要はないと考えられるという考え方に賛成です。(製造業団体)	
	要件Ⅰの選定基準では、原料の品質の差異が加工食品としての品質に大きく反映されるものとしており、原料原産地表示の拡大は、原料の品質が大きく影響する加工度の低い食品に求められるものであると考えています。加工食品の原料原産地表示の義務付けを行うには、引き続き加工度を考慮した十分な検討を要するものと考えております。	
	その上、加工食品は、天然物である農畜水産物を原料とするため、季節や旱魃などの気候変動により作物の品質や収穫量が変化しますが、年間を通じて一定な品質のものを安定して供給することが必要です。そのため、産地切替えを減らすことや計画的に産地切替えを実施できるものではないことをご理解いただき、慎重にご検討いただきますようお願いいたします。(製造業)	
	要件Ⅰ及び要件Ⅱが原料原産地の普遍的考え方であることに変わりはない。(製造業)	
	表示義務対象品目はすべての加工品を対象にすべきと考えます。 要件Ⅰ、要件Ⅱの考え方を基本的には踏襲するという提案に対しては、要件Ⅱに基づく、重量割合で50%未満の原材料の表示義務はなくなることから、このことが「消費者の商品選択に資する」とは言いがたい実態を生み出すものと考えます。この件についても、東京都が調理冷凍食品の原料原産地表示の対象の範囲としている、 ・「原材料の重量に占める割合が上位3位までのもので、かつ重量に占める割合が5%以上のもの」 ・「商品名にその名称が付されたもの」 を採用すべきと考えます。(生活協同組合、消費者団体)	JAS法の品質表示基準は、消費者が品質の差を識別して選択できるようにするものです。加工食品の原料原産地表示は、この品質表示基準の一項目として検討することが必要です。 なお、要件Ⅱについては、現時点で直ちに直すべきではないが、今後、推奨通知の浸透状況・食品情報の開示の仕組みの検討結果等に応じて、加工食品の主要な原材料のとりえ方に関して何らかの評価が必要と考えられます。
	要件Ⅰ・Ⅱを前提に議論されてはいるが、本報告書において「要件Ⅰ、要件Ⅱを基本的に維持すべきもの」と結論づけることは、以下の点において議論が不足しており納得できない。今後も見直しに向けて検討を深めていく必要がある。 ①要件Ⅰについては、品質に影響があるかどうかを問わず原料原産地を知りたいという消費者の要望をくみ取るべきである。 ②要件Ⅱについては、原料の50%という根拠は説得力に乏しく、「上位3品目」や「その加工品になくはない原料」表示もあるのではないか。(農業団体)	
	要件Ⅰ・Ⅱを前提に議論されてはいるが、本報告書において「要件Ⅰ、要件Ⅱを基本的に維持すべきもの」と結論づける必要はない。今後も見直しに向けて検討する必要がある。(農	

	業団体) 要件Ⅱの変更については、「無用な混乱を招く」とありますが、消費者への情報開示を進めるために必要であるからこそ検討されてきたことと考えます。たとえ、制度を導入する時期が20食品群への原料原産地表示の義務付けの移行完了時後になるとしても、現在の段階において、今後さらに情報開示のレベルを高めるという方向性を明確に示すことが必要ではないでしょうか。国として、事業者への自主的な情報開示の推進を通知するに止まらず、国民の安全のために可能性を検討する積極的な姿勢を示してください。(個人) 1. で対象品目の「選定要件は変更の必要はないと結論づけ」た。としながら2. の義務対象品目選定の際の基本的考えの検証では「消費者の関心を踏まえて」とあり、さらに対象品目の選定方法について「消費者の要望を第一に」考えるとある。 要件と基本的考え方、選定の方法は矛盾しているのではないかと思う。要件の変更無しに基本的考え方を導入できるのか疑問に思う。 例えば遺伝子組換え食品を原料に使用した油や醤油、味噌は組換え原料の表示義務について「我が国でも添加物を含め原料を対象にすべきだが50.0%」という調査（内閣府平成20年度国民モニター調査結果～食品表示に関する意識調査～）がある。これは遺伝子組換え食品についての情報提供を望んでいる消費者が多いと考えられる。 本来なら遺伝子組換え食品の品質表示基準で実施すべきだと思うが。 原料の原産地によって組換え原料かどうか判別することもできるわけで、現行の要件でそのような消費者の要望に応えることができるか。(個人)	
IV 具体的な義務対象品目の選定について		
1. 義務対象品目の候補について		
ア 現在原料原産地表示が義務付けられている20食品群及び4品目についても大括り表示を認めるべき	1 1頁の 1. 義務対象品目の候補について 「新たに追加される品目においても・・・」 2. 義務対象品目の選定方法について 「直罰規定が設けられている表示を義務付ける以上、規模を問わず全ての事業者が遵守可能なものでなければ精度の信頼性が確保できない・・・」とある。 新たな加工食品の追加の検討だけに止まらず、制度の信頼性確保のため、先発の20食品群・4品目も同じ制度を適用すること。 (理由) 原料原産地表示を義務付ける加工食品の対象拡大のための方策として、①可能性表示、②大括り表示等の仕組みを検討されているが、既に原料原産地表示が義務付けられている20食品群と個別の品質表示基準で表示が義務付けられている農産物漬物ほか3品目との「公平性」の観点から整合性を図る必要がある。	原料原産地表示は国名を表示するのが原則であり、大括り表示が適用されるのは、原料原産地の頻繁な変更が一般的に行われている等、国名表示を行うのが困難な場合に限られると考えています。 従って、20食品群及び4品目については、原料の原産国を表示する現行制度を維持すべきと考えています。 なお、御指摘の事業者間の不公平感については、具体的に大括り表示を適用するに当たり、表示の意義、必要性も含め十分な検討が必要であ

	本年４月、ＪＡＳ法が改正（５月３０日施行）され、原産地について虚偽の表示をした者に罰則が設けられた。表示が義務付けられている食品では、使用原材料の重量順に原産地名を記載する。従って、順番を間違えた場合は、罰則を受けることになる。 仮に、大括り表示が認められれば、罰則を受けることはなくなり、制度として、著しく不公平である。 特に農産物漬物は、５％以上の原料に表示義務が課せられており、５０％の２０食品群より更に不公平感が強くなる。同じ加工食品で扱いが異なるのは、制度の信頼性が確保できなくなる。 なお、農林水産省の行ったアンケート調査で、 ① 加工食品のパッケージに原材料を生産した国名を記入することについて、「賛成」が８割以上 ② 「国産」又は「外国産」かが分かれば国名まで表示しなくても良いとする考え方は、「反対」が約５割 の結果からも、消費者は、原産国名まで知りたいと望んでいるのではないかと。（製造業団体）	る旨を報告書（案）に追記しました。
イ 義務表示対象品目の拡大を求めない	今は具体的な義務対象品目の選定に着手する必要はないと考えます。（理由） 今は、現状の方法での事業者の自主的取り組みの推進、パッケージ表示以外でのホームページでの原料原産地情報提供の推進を計る時期であり、新規に義務対象品目の追加に着手する必要はないと考えます。（消費者団体） 現在の品目以上に対象品目を広げるべきではない。対象品目以外の表示についてはあくまで任意とすべきである。（卸売・小売業団体）	過去に義務表示品目を検討した際、消費者等からの義務化の要望が強く、要件Ⅰ及び要件Ⅱを満たすと認められたものの、実行可能性の観点から表示義務を課せられなかった品目のうち、消費者等からの要望がある品目が考えられます。
ウ 義務表示対象品目の拡大を求める	表示義務対象品目の選定方法については、ＪＡＳ法の目的規定の改正を尊重し、「消費者の需要に即した農業生産等の振興に寄与する」表示がなされるよう原料原産地表示を拡大していくことを検討すべきである。（農業団体）	ＪＡＳ法の目的改正の趣旨は、それまでの「公共の福祉の増進」を明確化したものと理解しています。ＪＡＳ法の品質表示基準は、消費者が品質の差を識別して選択できるようにするものです。加工食品の原料原産地表示は、この品質表示基準の一項目として検討することが必要です。
２．義務対象品目の選定方法について		
ア 義務対象品目の選定は慎重に対応すべき	選定にあたっては、その原則を守り、透明性の高い検討プロセスで行うことが報告書案に明言されています。基本的にはこの考え方に賛成しますが、直罰規定が設けられている表示を義務化することは、実行可能性を十分に勘案することが必要かと考えます。毎月、２０カ	報告書（案）にも示したとおり、義務対象品目の選定に当たっては、消費者からの要望を十分踏まえると

	国以上の国より輸入される同一農産物を使用している食品業界もあり、こうした業界の商品は、ホームページ上での情報提供もきわめて困難な状況にあることを直視しながら慎重に対応をお願いします。（製造業団体） 食品事業者は小規模事業者が圧倒的に多く、地域社会において相互に協力、理解しながら小規模事業者の食品の流通が円滑に行われてきている。表示の新たな検討に当たっては実施可能な方法に限定して慎重に行うようにしていただきたい。（製造業団体）	ともに、原料原産地の差が製品の品質に影響するか、生産・加工の実態等を踏まえた上で表示の実行可能性があるか等を透明性のある検討プロセスにおいてきちんと検証する必要があると考えております。
3. まとめ		
ア 製造業者等による任意の情報開示を推進すべき	表示ありきではなく、この機会に情報公開の一環として、加工食品業界個々に原料原産地表示に関する情報提供のガイドライン等の作成について、取り組ませよう進めていただければと考えます。過剰的に進む表示は、零細企業が多い食品業界にとって、その多くの企業は、現状の義務表示について真面目に法令遵守していることを考慮していただき、これ以上の義務表示を科せることは、表示で廃業に追い込まれることも憂慮されます。 どうぞ、義務表示ではなく、とりまとめ報告書を参考に各業界が任意に表示できるよう特段のご配慮をお願いします。（製造業団体）	事業者の自主的な取組が推進されていく中で、実際に表示を行う上での課題や問題点が更に明らかになるものと考えております。
V その他		
ア 個別品目について原料原産地表示の義務化を求める	青森県では果実飲料の原料原産地表示について、果実飲料が表示義務化の検討品目に位置づけられた平成15年度以降、県、市町村、りんご生産者団体、りんご加工団体などが一貫して表示義務化を要望しており、本県りんご関係者の総意として原料原産地表示の拡大により、果実飲料を義務化すべきと考える。（県） 国産農作物の消費拡大を推進するためにも、リンゴ果汁を含む加工食品の原料原産地、加工国を包装容器に表示することを望むものである。（個人（農業）） 国産原材料の利用を拡大し、国内農業を振興するため、ゆずのように特に海外から輸入される原材料の増加により、取引価格などに影響を受けている品目については、加工食品の原料原産地の適用範囲の拡大を図ること。 （具体的内容） 「原料原産地表示の義務対象品目を選定する際の基本的な考え方について」 ・現在パブリックコメントを募集している「消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して－加工食品の原料原産地表示の拡大に向けた表示の方法と品目の考え方について－報告書（案）」で示されている、義務対象品目の選定の要件Ⅱ（製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品）について、使用割合が必ずしも高くないが、 - 商品名にその名称が付されたもの - その加工食品を特徴づけるような原料、 についても、消費者の選択に資するため、容器包装への原料原産地表示（②大括り表示、または③輸入中間加工品の原産国表示）を義務付けること。	報告書（案）は加工食品の原料原産地表示に係る基本的な考え方を取りまとめたものです。個別の品目に係る検討は、基本的な考え方を取りまとめた以降に検討するものと考えております。 JAS法の目的改正の趣旨は、それまでの「公共の福祉の増進」を明確化したものと理解しています。JAS法の品質表示基準は、消費者が品質の差を識別して選択できるようにするものです。加工食品の原料原産地表示は、この品質表示基準の一項目として検討することが必要です。 また、直罰規定が設けられている表示を義務づける以上、規模を問わず全ての事業者が遵守可能なものでなければ制度の信頼性が確保できません。このため、原料原産地表示の

・現在の原料原産地表示に追加する義務対象品目の選定時は、農業関係者等も含めた幅広い意見を聴取すること。 ・義務対象品目の選定については、平成21年5月の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）一部改正時に、同法の目的規定に盛り込まれた「国内の農業生産等」という方向性を報告書の中で全面に出すこと。 ・ゆず果汁の原料原産地表示の義務化については、消費者の安全・安心志向への対応や、加工食品の原料原産地表示の適用範囲の拡大を行うため、JAS法に基づく加工食品品質表示基準の一部改正をおこなうこと。 （理由） 昨年発生した中国製加工食品の農薬混入事件など、加工食品に対する信頼を大きく損なう事態が相次いでいる。このような状況を受け、消費者の購買行動も国産を選択する傾向にあるが、原料原産地表示が義務化されていない加工食品に大半については、原料の原産地が表示されていないため、消費者が国産を選択することが困難な状況になっている。 また、輸入農産物の増加により、国内価格は低迷し、国内の農業生産が減少するという状況に陥っている。 現在、国民の食に係る安全・安心をより確保していく観点から、加工食品の原料原産地の表示方法の方向性について、「食品の表示に関する共同会議」でも議論されているが、消費者の適正な商品選択に資するため、加工食品の原料原産地の拡大など一層の充実を図り、わかりやすく信頼される表示制度とする必要がある。 これにより、国産を選択するという消費者の購買行動が、国内農業を守り、地域の活性化につながっていくものと考えている。 本県においては、今年2月に策定した「高知県産業振興計画」の中で、県内産ゆず果汁の拡大利用を図ることを戦略の一つに挙げており、本県中山間地域農業の基幹品目であるゆずの生産振興のためにも、ゆず果汁の原料原産地表示の義務化を国に要望するものである。（県）	義務付けに当たっては、原料の使用実態、生産工程等に基づく表示の実行可能性を十分勘案する必要があります。
・大型店に行くと各種の加工食品が並んでいる。その中で気になるのは、何種類もの挽肉が混ぜられているハンバーグステーキの類で、豚、鳥、牛肉の表示はあるが、原料原産地の表示はない。それでも、買う人のいるのも事実である。日本の自給率を考えれば国産だけの方が少ないでしょう。表示をすることによって国産品が少ないことも知らせる手段と思っていただきたい。畜産品を使ったものには原料原産地の表示は必要と思います。 ・豆腐、納豆等単体の大豆製品、がんもどき、又魚肉練製品にも原料原産地名の表示を願います。どこの国からも知る必要有。（個人） ・輸入荒節の表示方法については、輸入原産国の表示が義務化となっている。しかし、輸入された荒節が国内で加工を施されると、商品の性質に大きな変更があったとみなされ、国内産としての表示が可能となる。このことについて、中間加工品である荒節に対し、輸入	

	原産国の表示を義務化することが、消費者の商品選択に応えるものです。 ・かつおふし製造工程では、それぞれの工程が実質的な変更をもたらす行為が多く、煮熟、焙乾及び燻乾、カビ付け作業等に大別される。それぞれの加工段階での加工地表示が望ましい。 ・消費者は日本の伝統食品というイメージの下で、かつおふし・かつおかれふし等の商品情報を収集していますが、昨今、かつおふしはグローバルな商品として流通に大きな変動が見られます。 このような流通形態を考慮すると、消費者の選択に資する新たな表示方法の構築が必要と考えます。 ・かつおふし製造において、魚体サイズが小さいと、本来のかつおふし・かつおひれふしの定義に逸脱した製法で加工される可能性があり、品質に大きな差異が発生することが予想されることから、品質表示基準に適正な情報として反映させる必要があると考えます。(製造業団体)	
イ 個別品目について原料原産地表示の義務を求めない	製粉業者についてはご承知のとおり、様々な銘柄の小麦を原料として小麦粉にしております。製粉工場の構造上完全に単一銘柄の小麦粉を作るのは大変難しく、したがって原産地を記載した時誤解される恐れがあります。製麺業者につきましても、原料小麦粉について上記したようなことで誤解が生じますので、是非考慮していただくようよろしくお願いいたします。(製造業団体) 小麦粉の製造は、粉碎、篩い分け、純化の工程を何度も何度も経る多段階製粉であり、この過程で精製され産出される数十種類の‘上り粉’を組み合わせで小麦粉となります。‘上り粉’はそれぞれで成分や二次加工性が異なるため、同じ原料を使用しても‘上り粉’の組み合わせでいくつもの品質（二次加工性）の異なる小麦粉が製造できます。このように、小麦粉は加工度が高く、原料原産地よりもその用途と品質（小麦粉の最大の特徴であるグルテン蛋白の質と量、更に二次加工適性）が小麦粉を選択する時の最も重要な指標となっている商品です。 この点で、小麦粉は、原料原産地表示義務対象品目の選定要件Ⅰに当てはまらない品目であると考えます。 小麦粉の場合、原料である小麦は同一産地・銘柄であっても作柄やロット毎（船毎）で必ずしも品質が一定でないため、小麦粉品質を維持するためにその都度原料の配合比率や小麦粉同士の配合比率（0～数十％）を変更します。従って、原料原産地及びその順位がその都度変わることになります。 また、オーストラリアの干ばつで急に供給不足となり使用原料を変更せざるを得ない状況が起きたこともあります。さらに、お客様である二次加工メーカーで小麦粉同士を混ぜている例もあります。 小麦粉の原料原産地表示が義務化されると、小麦粉の品質維持のために製粉会社が原料配	報告書（案）は加工食品の原料原産地表示に係る基本的な考え方を取りまとめたものです。個別の品目に係る検討は、基本的な考え方を取りまとめた以降に検討するものと考えております。 なお、報告書（案）に示したとおり、義務対象品目の拡大にあたっては、消費者の選択に資するという目的と、生産の実態等を踏まえた上で製造業者が対応可能であるかという実効性を検証するために、透明性の高いプロセスで検討を行うことが必要であると考えております。

合を変更する度に表示変更が余儀なくされ、また、小麦粉を原材料として使用する二次加工メーカーにも表示変更を強いることになり、その影響は甚大となることが予想されます。もし、表示を優先し、配合順位を変えないようにした場合、品質変動につながり、結果として二次加工メーカーや消費者にとって不利益となる事態が起きることも考えられます。

今回の「報告書（案）」に記載されている「大括り表示」が適切と認められたとしても、前述のとおり、国産小麦、輸入小麦の使用比率変更に伴う表示変更が必要となり、同様の状況が発生します。

従って、小麦粉の原料原産地表示の義務化は多くの支障を伴い、適切でないと考えます。
(製造業、製造業団体)

・原料原産地表示（大括り表示の義務化）について

農産物を原料として一次産品を加工する製品と、小麦を小麦粉として二次加工する製品とでは自ずからその対応（表示方法）が変わるのでは当然ではないかと考えます。

中小事業所では下記の課題等があることから、過度な規制のための規制とならないよう食品一律に義務付けることには、反対であります。

1. 原料原産地表示の表示方法の件

(1) 生めん類（うどん、中華めん、そば、皮類）においては、めんの品質及び生産の安定を図るため、季節（気温、湿度等）によって使用する主原料である小麦粉及びそば粉は、外国産と国産の配合割合や製粉他者製品のブレンド等、随時変更があります。

原料の調達先、配合等を複数化し、かつ、随時に変更していることから、原料原産地の変更と包装資材の変更と時期（タイミング）を同時に作業を行うことは、製造面での管理及び包装資材の改版等の維持管理を完全に行うことは中小事業所にとっては、大変難しい作業であります。

(2) また、表示のミスが生じる可能性が高くなるとともに、包装資材の廃棄（ロス）が相当の量になり、環境面でも負担の増大に繋がります。

(3) 特に、生めん類（うどん、中華めん、そば、皮類）は、小麦粉の比率が高く、小麦粉による製品差別化の要素が強く、企業のノウハウの流失に繋がり、かつ、新製品開発等においても大きな制約を受けることになり、安定供給に支障を生じる恐れが考えられます。また、開発意欲を減ずることにも繋がりがねず、業界の活力を損なう恐れ等が考えられます。(製造業団体)

私どもの業界は、日本の伝統食品の原料である「小麦でん粉」及び「小麦たん白」を製造しております。

この製造方法は、ご案内のとおりであります。その原料となる小麦粉についてご理解頂き「原料原産地表示（大括り表示）の義務化について」意見を申し述べたい。

私どもの業界で使用する小麦粉は一部を除きそのほとんどが「3等粉」あるいは「末粉」と呼ばれるもので小麦たん白が多く、価格が低廉な部分を使用しております。

しかし、近年製粉メーカーは製粉歩留りを高める製粉方法に切り換えるなどにより、生産量は限られており、各メーカーから供給される原料を一定量にまとめた上で使用せざるを得ない状況にあります。

また、生産した「小麦でん粉」、「小麦たん白」についても、ユーザーからの注文に応じられるよう、タンク等で一定量のロットとした上で出荷しております。

このような工程を経て生産・出荷している現状において、例え製粉メーカーから「原料原産地表示（大括り表示）」の提供があっても、複数の製粉日程、複数の製粉メーカーの原料を混合し、分離加工を行なった製品であり、製粉メーカーから提供されたデータを一括管理し、表示への反映や商品情報の開示に繋げることは、不可能であり現実的ではありません。

以上のような実態を踏まえ、過度な規制のための規制とならないよう、食品一律に原料原産地表示（大括り表示）を義務付けることには反対であります。（製造業団体）

食品表示は、消費者、製造業者双方にとって分かり易く簡素な形で、かつ、恒久的な制度が望ましい。中小菓子製造業界としては下記理由により現行（JAS）制度における原料原産地表示の拡大には反対であり、業界の実情等をふまえた慎重な検討をお願いしたい。

＜理由＞

菓子類は、1・多数の原材料が用いられて製造されるものが多いこと、2・しかも、それら原材料の中には米粉のように複数産地の原料がブレンドされ、かつ、ブレンド割合も年、時期により変更される場合があること、3・特に中小零細業者にあっては、品質確保の必要性、受注・販売量の変化に応じて、異なる産地・メーカー製品を随時使用することも少なくない。また、4・小零細な製造小売事業者の多くは、多種多様な商品を品揃えし、原材料の配合、利用技術の改良等を行いつつ日々商品の品質向上に努めているという実情があり、原料原産地表示の拡大は極めて困難である。（製造業団体）

寒天の原料原産地表示について

【原料原産地の差が製品の品質に影響するか、】

寒天の原料は紅藻類であり主に天草とオゴノリを原料としています。天草やオゴノリの産地の差は製品の品質にはあまり影響しません。

【表示の実行性】

寒天の原料は紅藻類であり天然物です。安定供給のために産地を固定する事はせず、ある特定の産地の海藻が突然不作で取れなくなった場合にも対応出来るように5～10種類の海藻をブレンドして製造します。輸入した海藻も使用しますし、国内の海藻も使用します。よって、寒天は原料原産地表示は原料が頻繁に変わるため大括り表示にもすべて対応する事は難しいのが現状です。（製造業）

・果実飲料の全てに原料原産地表示の義務表示を求めることとなれば、国産果汁の販売に大きな悪影響を及ぼすものと考えられます。

すなわち、

- ① 国産果汁の多くは輸入濃縮果汁等とブレンドして出荷されていること、
② また、例えば「みかん」では、青果用出荷のための自動糖度選別機による選別結果として排除された低糖度果実の多くが果汁用に仕向けられていること、
等の理由に加えて、国産果汁の供給量が毎年極めて不安定であることから、原料原産地表示が義務化された場合、果実飲料メーカーを安定供給が可能な輸入果汁へと一層追いやることとなります。

なお、我が国で販売されているりんご、みかん、ぶどう等の果実飲料であって、品位の高い国産果汁100%を使用したものは、ほぼ例外なく「国産果実」を使用している旨の“強調表示”がなされておりますので、義務表示を求める意味はあまりありません。

- ・ 果実飲料の原料原産地果汁のほとんどは輸入品ですが、その輸入原料用果汁は「果実の産地＝果汁の産地」ではない場合が少なからずあるほか、その原料用果汁も輸出時点で既に複数国産の果汁がブレンドされている場合も少なからずあります。
- ・ さらに、昨今の飲料メーカーを巡る厳しい経営環境下にあって、特に原料調達力の弱い中小飲料メーカーでは、原料原産地を特定した輸入果汁の調達には大変厳しいものがあり、原料原産地表示の義務化となれば、その結果として容器包装の「表示の切り替え頻度増＝コストアップ」となり、経営難に追い込むおそれがあります。また、このコストアップ分は、最終的には消費者負担となります。
- ・ 特に、果実ジュースは経済的弱者の多い高齢者や乳幼児にとっての重要な栄養供給源となっており、原料原産地表示の義務表示化に伴う購入価格の上昇は、極めて切実な問題となるでしょう。
- ・ なお、本会の会員の一部には原料原産地の“義務化賛成”の声がありますが、上記に掲げる理由等から、“義務化反対”の意見が大勢を占めております。(製造業団体)

会員は加工油脂の製造等を行っておりますが、最終商品としては家庭用マーガリン等があるのみで、加工油脂の太宗が加工原材料となっております。

加工原材料と申しまして、最終製品は食料品になりますので、安心・安全で安定した供給に努めており、コンプライアンスの向上や衛生面を始めとして品質管理など徹底した対応をとっております。また、当業界の製品は加工度が高く原材料（主として植物油）の形状等が製品に反映され難いこと、端的には液体の固体化なども特徴となっております。

原料原産地の情報につきましては、加工原材料についても伝票や規格書等で原産地等を記載している上、当然、原料原産地等については最終製品にしろ、原材料にしろ、購入された方からの問い合わせには、会員各社はお客様相談窓口やホームページ等により、適切に対応しており、これまで問題が生じたことは無いと認識しております。これら対応につきましては、農林水産省の「加工食品に係る原料原産地情報の積極的な提供について(通知)」(平成20年3月19日付け)を受けて自主的に取り組んでおりますが、未だにホームページを開いていない会員もあります。

	当業界は輸入植物油を主原料としておりますので、需給状況等々から輸入先を変えざるを得ないことも多く、それらを適時的確に表示することは膨大なコストが掛かることとなります。また、消費者が直接購入する家庭用マーガリンは小箱包装であり、他商品との識別、差別化を図るスペースも必要なことから、限られたスペースの中で消費者の方がわかり易い表示に努めておりますが、新たな情報を加えるには限界に近い状況になっております。 従いまして、加工食品における原料原産地の表示方法や、原料原産地などの食品情報開示の仕組、そして原料原産地表示の義務対象品目の選定の検討に当たりましては、それぞれの表示に係る取組の現状や製品特性等を十分に踏まえて、一律義務付けとならないよう慎重にご検討をいただきますようお願いいたします。（製造業団体） 乾燥スープ等における原料原産地情報の表示方法等については、以下の課題等があることから、一律に義務付けることは、慎重にご検討をお願いいたします。 （１）乾燥スープは、①原材料の種類が多いこと、②年間を通じ原材料の安定化、コストの低減等を図るため、調達先を複数化し、かつ、頻繁に変更している。 このことから、容器等に原産地表示が義務付けられると、限られた表示欄に多種の原料の産地を表示するため、必要な表示が分かりにくくなる。 また、産地の切り替えに伴うコスト増、表示のミス、容器のロスの多発（環境への負荷の増大）等が懸念される。 （２）大括り表示については、優良誤認の恐れや中国等隠しと受け取られ、かえって混乱を招く恐れや各社に産地の問い合わせ増が懸念される。（製造業団体）	
ウ 食品企業の商品情報の開示のあり方を慎重に検討すべき	製品への記載以外の他の伝達方法を考えていただきたい。（例えば牛肉のトレサビリティのように、ある機関で情報を一元管理化し、製造業者は製品毎に原料原産地の情報を更新するなど・・・各メーカーのHP等で情報伝達を行っているのを一元化）（個人） 原料原産地などの食品情報開示の仕組みにつきましては、標記「報告書案」の「Ⅱ 2. まとめ」において「現在、食品情報の開示の仕組みについて検討がなされているところであるが、～（中略）～、大括り表示や輸入中間加工品の原産国表示にあわせ、このような仕組みを利用したより多岐にわたる産地情報を消費者に提供していくことが求められる。」とされ、現在、「食品企業の商品情報の開示のあり方検討会」において議論がなされていますが、以下の課題等があることから、過度な規制、取り締まりのための規制とならないよう、原料原産地などの情報をホームページ等で自主的に自ら開示する努力をしている意欲的な事業者の自主的・主体的な取り組みを助長するための環境を整備する方向（その際、重量順に表示する等の現行の容器・包装への表示ルールにとらわれない、弾力的な情報提供を認めること等が必要。）で検討することが適切であり、情報開示を義務付けることは慎重にご検討いただきますようお願い致します。 ① 原料原産地などの食品情報開示については、情報開示の手段が、ホームページ等の場合であっても、上記１の①～⑤の容器・包装への表示と同様の問題点があること。例	中間的な論点とりまとめを踏まえ、食品の情報を開示する仕組みについては「食品企業の商品情報の開示のあり方検討会」において検討が行われているところです。いただいた御意見については、当該検討会における議論の参考にさせていただきます。

例えば、原料原産地の頻繁な変更と開示情報を一致させるための管理等の難しさや変更ミス、海外から原産地情報が入手できない場合があることなど。 ② 食品製造業は、事業所数の９９％、製造出荷額の約８割を中小零細事業者によって担われているが、これら中小零細事業者の約３割は、自社ホームページ等を有しておらず、また、情報の維持・更新、管理等を行う人材も不足していること。 ③ 「ノウハウの開示請求」等、食品製造事業者にとって過度の情報開示とならないような配慮が必要であること。（製造業団体）
原料原産地等の商品情報開示の仕組みについては、大半の中小事業所は、事業所インターネット（ホームページ等）を有しておらず、また、情報の維持管理等を行う従業員が不足しているのが実態であります。 従って、容器・包装の表示以外の方法による情報開示も難しい問題であります。（製造業団体）
頻繁に原料切り替えがある場合への表示（大括り表示）と、原料原産地情報が確認できない場合の輸入中間加工品に対する表示（加工国表示）については、食品メーカーとしては現実な対応策と考えます。 しかし、情報量は限定されており、消費者の満足を得る情報量でないことは明らかであり、不足する情報は自社ホームページへの掲載等でこれを補う必要があると考えられます。このため、「食品企業の商品情報の開示のあり方」検討会での議論が重要であり、共同会議の進捗と歩調を合わせた協議が必要と考えます。大括り表示及び輸入中間加工品の加工国表示は、ホームページ等での情報開示があって初めて機能する表示であると考えます。又、すべての食品事業者がホームページ上で不足する情報を開示できる能力を有しているともかぎりません。食品企業の商品情報開示のあり方検討会では、こうした事業者でも対応可能な情報提供手段をご検討していただくようお願いします。（製造業団体）
食品事業者と消費者との情報共有の促進は、食の安心、事業者の信頼性の向上につながるという点で、事業者の自主的な食品情報開示のあり方、仕組み（ガイドライン等）を検討していく方向性については異存はない。ただし、食品表示以外の方法による情報開示が義務化につがっていくことのないようお願いしたい。また、中小零細事業者については過重な負担のかからない仕組みづくり等への配慮のほか、当該施策が事業規模による情報格差を助長し、競争条件にゆがみを招くことのないよう慎重な検討をお願いしたい。（製造業団体）
ホームページ等で情報開示を行う場合においても、前項で述べたような状況であることには変わらず、二次加工メーカーにおいても情報の更新に関わる煩雑な作業が発生したり、原料原産地を変更しないために品質が変動する等、結果として二次加工メーカーや消費者にとって不利益を生じることが考えられます。 従って、小麦粉に対して、原料原産地の情報開示を義務付ける制度化には慎重な検討が必要と考えます。

	尚、既に国内産小麦を100%使用した小麦粉には「国内産小麦使用」といった原料原産地を強調した任意表示を行っております。今後も可能なものについては、任意表示により消費者のご要望にお応えしていきたいと考えております。（製造業団体） ・消費者の商品選択に資するため原料原産地情報を提供することは重要なことであると思うが、加工食品を製造するうえで、国内原料は少量しか確保できない状況であり、また、作柄が不安定で小規模事業者も場合によっては、外国産原料に急遽頼らざるを得ない事態が度々起こることがある。 ・中小規模事業者は原料原産地情報を提供する手段が限られており、こうした状況の変化に対し時期を失せず的確な情報提供をすることは困難であるとの意見が強い。情報提供等に関し不公平な状態を設けることになることは避けていただきたい。 ・むしろ、原料生産から製造までの地域の人々の思い入れにより培われた食品の価値、投入された経費など、消費者が個々の食品の成り立ちを充分理解して商品選択していただくよう取組む必要があると思います。 ・原料原産地などの情報提供が、優良誤認の行為などを誘引することもあると考えられるので、原料原産地表示、情報提供に関連して、優良誤認等の防止について検討することも必要と思います。（製造業団体） 原料原産地に対する消費者の関心が高いことも事実であり、消費者への商品情報の提供並びに商品知識の啓蒙は責務であると考え、業種ごとの自主的ガイドラインを構築し、情報開示を推奨していく。（製造業団体） ・P11「②別途食品情報の開示の仕組みに関する検討を行うこととしている」について 国として、消費者の安全（国民のいのち）を第一義ととらえ、今後さらに総合的な食品表示に関する検討を進めていただきたいと思います。その際には、生活協同組合など消費者団体への意見を募集する、また、消費者のもとへ出向いて説明と消費者の声を聞く（タウンミーティングの開催）など、消費者の声を直接聞き取る機会をぜひ設けていただきたいと思います。（個人） 原料原産地などの情報開示については、情報開示の手段が、ホームページ等であっても、容器・包装への表示と同様の問題点が懸念される。（製造業団体） 原材料原産国表示のシステム構築、データ入力・更新も多大な費用と時間と人手がかかります。又、中小零細事業者はホームページを有していない場合があります。（製造業） 原料原産地などの情報開示の仕組みについては、先般の農水省の「加工食品に係る原料原産地の情報の積極的な提供について（通知）」により情報開示を実施しているところであり、その成果を見極める必要があること。また消費者が真にどのような商品にどのレベルの情報を求めているのかを確認する必要があること。その上で情報開示の仕組みについても検討されるべきではないかと考えます。（製造業）
エ パブリックコ	・パブリックコメントで意見を募集していることの広報について、より多くの人の目にふれ 御意見として承ります。

メントについて、もっと周知すべき	るよう、これまで以上に丁寧に行われることを希望します。(生活協同組合) このようにパブリックコメントを求められることは、広く市民が国の施策にかかわる上で、大変重要なことと考えます。それを更に実効性のあるものにするには、もう少し「パブリックコメントが求められていること」自体を周知されるようにしてください。期間ももう少し長く、いろいろな人がアクセスするための期間を取っていただきたいと思います。(個人) このようにパブリックコメントを求められることは、広く市民が国の施策にかかわる上で、大変重要なことと考えます。それを更に実効性のあるものにするには、生活協同組合など消費者団体へも意見を募集する、また、消費者のもとへ出向き説明と消費者の声を聞くなども有効なのではないでしょうか。パブリックコメントが求められていること自体が周知され直接意見が言えるような体制を望みます。期間ももう少し長く、いろいろな人がアクセスできるようにしていただきたいと思います。(生活協同組合) このようなパブリックコメントを求められることは、広く市民が国に施策にかかわる上で重要と考えます。その内実をより高めるためには、このことが広く国民に知られることと、期間をもっと長くにとって頂くことをお願いしたいと思います。(生活協同組合)	なお、今回の報告書(案)を取りまとめるに当たっては、事業者・消費者団体へのヒアリング、一般の消費者の意見を得るための全国2,000人を対象としたウェブ調査や農林水産省ホームページを通じたアンケート調査、さらに全国7か所においてそれぞれの地域で活動する消費者・生産者・事業者の参加による意見交換会の開催等、様々な場を活用して意見を聴取してきたところで
オ その他の御意見等	包材の表示を切り替えるに当たり加工業者は版代、包装資材代で非常に苦しんでいます。何か税法上での緩和処置が必要ではないでしょうか。一考の程お願いします。(個人) 消費者のために様々な分野において表示が見直され、法改正もたびたび行われている。そのつど事業者はそれらに対応するため、多くの時間と費用をかけることを余儀なくされている。しかしながら、それらの規制は消費者にとってよりよい選択ができるように役立っているのだろうか。多くの事業者が法令遵守の名の下に、あらゆる分野で詳細な情報を表示するため努力しているが、どれだけの消費者がそれらを確認し選択の手段としているのか疑問である。 むしろ、表示事項の数が多くなり複雑化し、却ってわかりづらくなってはいないか。また、地方自治体の条例なども加わり、ダブルスタンダードとなって、消費者にとっても事業者にとってもさらにわかりづらくなってはいないか。通信販売は全国の消費者を対象に販売活動を行なっているので、自治体ごとに規制が異なると対応できないので、これ以上複雑化させることがないようにしていただきたい。 また、消費者基本法第5条において、事業者の責務が規定されているが、第7条においては、「消費者は自ら進んで、その消費生活に関して必要な知識を習得し、必要な情報を収集する等・・・努めなければならない」とされているのだから、食品の表示に関しても疑問に思うことがあれば、自らが知識を習得し、情報を収集すべきではないか。(卸売・小売業団体) 今まで以上に、産地表示が詳しく分かりやすくなることは嬉しいことです。表示について、長いところルールも色々な生産物に対応してほしいと思います。マッシュルームについて、蕁の一次発酵が収穫までの生産工程で収穫するだけの培地が現在輸入され、国産マッシュ	御意見として承ります。

ルームとして販売されています。やはり、生産工程のながいところが産地だと思います。(個人(農業))

マッシュルームも、オランダから植菌して輸入し日本での栽培日数は、18日で収穫になります。本来マッシュルームの栽培は、コンポスト(堆肥)作りから始まります。輸入した場合は、いきなり覆土作業から始まります。オランダから、海上コンテナで、35日くらいかけて、日本に来ます。到着したら、菌舎に入れて、散水し温度調節するだけで、発生します。マッシュルーム栽培は、堆肥作りが、時間と知識が必要であり大切な工程です。とにかく植菌後から、カウントして長いところルールを適用しても、オランダが、長くなります。(堆肥作りからださらに長くなります)

このようなマッシュルームを、国産として加工し、さらに、学校給食むけの食材にしていたりと、おかしい状態になって来ました。簡単に作れるからとか、国産の需要が多くなり、生産をまかなう為の法のすき間を通る国産です。しかも原料を輸入するわけですから、CO2排出も相当量です。(原料の重量から、製品は、30%位取れます)エコな時代に逆行していますね。

長くなりましたが、国産マッシュルーム生産量の5%から10%が、このような状態になりました。さらに学校給食向けに多くの上記のマッシュルームが、納入されているのは驚きです。

長いところルールが、しっかり働いてくれれば良いと思います。(個人(農業))

- ・消費者がインターネットや情報誌等で、かつおふし製造工程の情報を収集しているが、削り作業においては、グラインダーや小刀を用いる作業が本来の削り作業を認識されており、ブラシがけ作業を削り作業と容認することは、消費者の認識とかけ離れたものであり誤認を与えるものです。
- ・グラインダーや小刀を用いる削り作業は、ブラシがけ作業と違い表面を削り取る量も多く、表層に浮き出た脂肪の除去率も大である。脂肪量は最終製品の品質に大きな影響を与えるもので、脂肪を除去したかつおふしは、安定した品質の確保につながり消費者の利益に貢献できます。このことから、製法についての、規制もしくは表示による分別の必要もあると考えます。
- ・業界による業界基準の取り決めが公平性に欠けたものであれば、消費者に対して、安心・安全を付加した加工食品の提供に支障をきたす恐れがあります。「安全な食」を担保するためには国産・外国産を問わず、それぞれの生産履歴等を明確にする情報開示の体制、整備が急務であり、このことが消費者の利益供与に寄与できるものと思います。(製造業団体)

物理的スペースの制約については、食品の容器包装はもちろんであるが、通信販売の広告においても同様である。使用する広告媒体はカタログなどの印刷媒体、インターネット、テレビ・ラジオの電波媒体など様々である。原料原産地等の詳細な情報を表示することは、広

告媒体によっては物理的に困難なケースもある。したがって、必要最小限の表示にとどめるべきである。(卸売・小売業団体)	
生活協同組合の店舗で「黒豚焼売」という商品名をつけた商品を販売していた。手にとって良く見ると左下方に小さく黒豚５％使用と書いてあった。裏の一括表示には豚肉とあった。 ①５％しか入っていないでも商品名にできるのか ②原料肉について国産・外国産の表示がない ③黒豚肉の確認ができるのか（個人）	
・ 外食で出されるメニューも広義の加工食品であり、原料について「国産」「外国産」の表示を義務化すべき。スーパーで売られている加工食品より原料原産地を知ることが難しく、「国産」を任意選択することができない外食産業の食品にこそ、明確な表示が必要ではないか。 ・ 消費者は明示されている情報に対しては、「国産を自ら選んでいる」意識が強いが、外食など、情報が無いほとんどの場合において「外国産を選んで食べている」という意識が薄い。表示することが「知る」ことに繋がるような工夫が必要。(個人)	
トレイサビリーティーがしっかりしていると、私たち消費者は安心して購入できると思います。 ぜひ！しっかりと包装に、原材料名を全て記入してもらいたいと思います。このくらいはいいだろう・・・微量なら記入しなくても大丈夫だろう・・・包装に書ききれないから・・・などと、勝手に判断してもらっては大変困ります。その表示を見て確認して購入するのは消費者の選択です。 体に優しい食物を購入できるように、表示は正しくして欲しいと思います。(個人)	原材料名については、全ての加工食品について、その容器包装への表示が義務付けられています。